

Q1 産業廃棄物を自分で運んだ場合、どのように書きますか？

A1 ↓このように書きます。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称		△△株式会社□□船橋工場			業種		食品製造業		
事業場の所在地		333-3333 千葉県船橋市○×1-2-3			電話番号		047-123-4567		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1	1		自社運搬	261-0001 ○○県 ○○市○○町12	034567	○×施設(株)	

Q2 産業廃棄物を原料等として売却した場合、どのように書きますか？

A2 ↓このように書きます。

2	金属くず	2	1	045678	△×運輸(株)	261-0001 ○○県 ○○市○○25	有償売却	(株)○×金属 (売却した業者)	
---	------	---	---	--------	---------	-------------------------	------	---------------------	--

Q3 混合廃棄物(金属くず、廃プラスチックなど廃棄物の種類が2種類以上混在した廃棄物)はどのように書きますか？

A3 廃棄物の種類のプルダウンに該当するものがあれば、それを選択してください。

7	蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)	3	3	045678	△△運送(株)	261-0001 ○○県 ○○市○○26	078901	(株)×○産廃	
8	混合材	4	3	056789	(株)××運輸	330-0081 埼玉県 ××市○123	078901	(株)△△環境	

該当するものがない場合、このように1行にまとめて書きます。

(下図は金属くずと廃プラの混合廃棄物の場合)

4	混合廃棄物(金属くず・廃プラ)	4	3	056789	(株)××運輸	330-0081 埼玉県 ××市○123	078901	(株)△△環境	
---	-----------------	---	---	--------	---------	-------------------------	--------	---------	--

または、混合廃棄物が安定型5種(廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含む)の場合は、このように書いても問題ございません。

5	安定型混合廃棄物	1	1		自社運搬	261-0001 ○○県 ○○市○○町12	034567	○×施設(株)	
---	----------	---	---	--	------	--------------------------	--------	---------	--

混合廃棄物が安定型5種のみではない場合は、このように書いても問題ございません。

6	管理型混合廃棄物	2	1	045678	△×運輸(株)	261-0001 ○○県 ○○市○○25	078901	(株)×○産廃	
---	----------	---	---	--------	---------	-------------------------	--------	---------	--

Q4 処分場所の住所には何を書きますか？

A4 運搬先住所と同じなので、記入不要です。(最終処分場の記入箇所ではありません)

Q5 電子マニフェストを使用している場合も報告しますか？

A5 電子マニフェストを使用している場合は、情報処理センター（JWNET）が報告しますので、事業者様は報告不要です。

ただし、紙マニフェストと電子マニフェストの両方を使用している場合は、紙マニフェストを使用した分のみ報告します。（電子マニフェストを使用した分は報告不要です）

Q6 年度途中で電子マニフェストにした場合は、報告はどうしますか？

A6 紙マニフェスト分のみ報告します。（電子マニフェストを使用した分は報告不要です）

Q7 マニフェスト等の添付書類は必要ですか？

A7 添付書類は不要です。報告書のみ提出します。

Q8 いつまでに提出しますか？

A8 毎年6月30日までに提出します。万が一提出期日に遅れてしまった場合は、速やかに郵送か持込にて提出して下さい。

Q9 どこに提出しますか？

A9 事業場（産業廃棄物の発生場所）が船橋市内の場合は、船橋市環境部廃棄物指導課に提出します。

船橋市以外の事業場から発生した分は、その事業場を管轄する自治体に提出します。

（本市の場合は郵送でも持参でもオンライン申請でも提出可能です）

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25 船橋市 環境部 廃棄物指導課宛

Q10 排出量が少ない場合、小数点第何位まで記入しますか？

A10 排出量に記載する数字は、各事業者で管理している有効数字を書いて問題ございませんが、最小値は小数点第3位（1kgまで）で書きます。

例) 1000kg = 1 t

100kg = 0.1 t

10kg = 0.01 t

1kg = 0.001 t

Q11 年度途中で社名変更した場合、どのように報告しますか？

A11 旧社名分も含め新社名でまとめて報告します。（分ける必要はございません）

ただ余白に、〇月〇日社名変更 旧社名〇〇会社 と書きます。

様式第三号（第八条の二十七関係）

船橋市長 殿		産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和3年度）		令和 年 月 日	
報告者	住所	333-3333	千葉県船橋市〇×1-2-3		
		△△株式会社	代表取締役社長 船橋 太郎		

R247A1B 社名変更 旧社名〇〇会社

Q12 年度途中で店舗を移転した場合、どのように報告しますか？

A12 移転前と移転後を分けて報告します。

船橋市長 殿	報告者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号	333-3333 千葉県船橋市本町1-2-3 (移転後) △△株式会社 代表取締役社長 船橋 太郎 047-123-4567
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。		
事業場の名称	△△株式会社□□船橋工場	業種 食品製造業
事業場の所在地	333-3333千葉県船橋市市場9-8-7 (移転前)	電話番号 047-123-4567

船橋市長 殿	報告者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号	333-3333 千葉県船橋市本町1-2-3 △△株式会社 代表取締役社長 船橋 太郎 043-123-4567
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。		
事業場の名称	△△株式会社□□船橋工場	業種 食品製造業
事業場の所在地	333-3333千葉県船橋市本町1-2-3 (移転後)	電話番号 043-123-4567

Q13 店舗が令和3年5月に移転した場合、報告書の住所はどのように書きますか？

A13 このように書きます。

様式第三号 (第八条の二十七関係)		令和 3年 6月 6日
産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和3年度)		
船橋市長 殿	報告者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号	333-3333 千葉県船橋市本町1-2-3 (報告日時点の住所) △△株式会社 代表取締役社長 船橋 太郎 047-123-4567
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。		
事業場の名称	△△株式会社□□船橋工場	業種 食品製造業
事業場の所在地	333-3333千葉県船橋市市場9-8-7 (移転前)	電話番号 047-123-4567

↑ 事業場の所在地には、産業廃棄物を排出した住所を書きます。

Q14 昨年度にマニフェストを1枚も交付しなかった場合は、どのように報告しますか？

A14 1枚も交付していないのであれば、報告不要です。

1枚でも交付した場合は、報告が必要です。

Q15 PCBを認定施設で処分した場合、処分受託者の許可番号は何を書きますか？

A15 認定番号を書きます。(例 平成〇〇年第〇号)

Q16 管理票の交付枚数はどのように数えますか？

A16 A票からE票で1セットですので、A票が何枚あるか数えます。

(手元にA票、B2票、D票、E票あるから4枚とは数えません)

Q17 マニフェストの交付を必要としない者へ委託した場合は報告しますか？

A17 国の広域認定を受けている者へ委託した場合や、専ら再生利用のために古紙・くず鉄・あきびん類および古繊維のみの処理を業として行っている者への委託はマニフェストの交付を必要としないので、報告不要です。

Q18 収集運搬業者の名称が年度途中で変更になった場合、新しい社名で書きますか？

A18 マニフェストに書いてある社名をそのまま書きます。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名
事 業 者 (排 出 者)	氏名又は名称	①	名称	②	
	住所 〒	電話番号	所在地 〒	電話番号	
産 業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)	<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	④	備考
	0100 燃えがら	1200 金属くず	7000 引火性廃油	7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称
	0200 汚泥	1300 活性炭	7010 引火性廃油(有害)	7425 廃油(有害)	
	0300 汚泥	1400 紙くず	7100 強酸	7426 汚泥(有害)	
	0400 汚泥	1500 かけくず類	7110 強酸(有害)	7427 酸液(有害)	
	0500 廃アルカリ	1600 家畜のふん尿	7200 強アルカリ	7428 強アルカリ(有害)	
	0600 プラスチック類	1700 家畜の死体	7210 強アルカリ(有害)	7429 ばいじん(有害)	
	0700 紙くず	1800 ばいじん	7300 感染性廃棄物	7430 3号廃棄物(有害)	
	0800 木くず	1900 13号廃棄物	7410 PCB等	7440 廃水懸等	
	0900 繊維くず	4000 動物系湿性不燃物	7421 廃石棉等		
1000 動植物性堆さ		7422 指定下水汚泥			
1100 ゴムくず		7423 紙くず(有害)			
中間処理 産物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				
最終処分	名物/所在地/電話番号				
運 搬 受 託 者	氏名又は名称	⑤	名称	⑥	
	住所 〒	電話番号	所在地 〒	電話番号	

Q19 マニフェストでは重さが確認できない場合、どのように報告しますか？

A19 委託した処分場で重さを測っている場合はその重さを書きます。「ドラム缶1個」など廃棄物のおよその体積がわかる場合は、その数値に換算係数をかけて算出します。およその体積がわからない場合は廃棄物の原料製造者に問い合わせるか、姿形など似た廃棄物を参考に排出量を算出します。

Q20 報告書提出後に間違いが見つかった場合、どうしますか？

A20 余白にこのように書いて訂正後の報告書を再度提出します。

様式第三号 (第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和3年度)

訂正有、再提出

船橋市長 殿

報告者 333-3333 千葉県船橋市O×1-2-3
住 所 △株式会社 代表取締役社長 船橋 太郎
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号 047-123-4567

正 金属くず 2t
緑 金属くず 5t

Q21 担当者の変更などで提出したかわからない場合は、どうしますか？

A21 余白にこのように書いて提出します。

様式第三号 (第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和3年度)

提出しているか不明のため提出

船橋市長 殿

報告者 333-3333 千葉県船橋市本町1-2-3
住 所 △株式会社 代表取締役社長 船橋 太郎
氏 名

Q22 許可番号はどこに書いてありますか？

A22 委託契約書に書いてあります。全部ではなくて下6ケタを報告書に書きます。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市:	許可都道府県・政令市:
許可の有効期限:	許可の有効期限:
事業範囲:	事業範囲:
許可の条件:	許可の条件:
許可番号:	許可番号:

↓または、許可証にも書いてあります。

許可番号 第 _____ 号	
産業廃棄物処分業許可証	
住所 ○○県○○市○○	
氏名 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けた者であることを証する。	
○○県知事 ○ ○ ○ ○ 知事印	
許可の年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	